

令和5年度 名護市立稲田小学校 いじめ防止基本方針

～すべての児童が楽しく学校生活を送ることができるために～

名護市稲田小学校

〔概要〕

文部科学省は、平成25年6月「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等の対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を相互的かつ効果的に推進すること」を目的とし、『いじめ防止対策推進法』を定め公布した。

また、同法第13条には「学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ『学校いじめ防止基本方針』を定めるものとする」とあり、各学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要とされている。

これらのことに鑑み、本校においても、これまでの生徒指導の方針や年間計画に加え『いじめ防止基本方針』を策定することとした。

I 基本方針

〔目的〕

国や県・市の基本方針に基づき、児童個々の心身の健全な成長及び人格の形成を保持するため学校内外の協力を得ながら、学校生活全体を通じていじめ防止等の対策や取組について組織的、計画的、効果的に推進することを目的とする。

〔定義〕

いじめについて、次のように定義づける。

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔基本理念〕

いじめは、どの学校や学級でも起こりうる全ての児童に関する問題であるという認識を持ち、道徳の時間や全教科・領域を通じ人権尊重の精神に基づいた教育活動を展開するとともに、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、相談体制や組織編成などについて定めいじめの未然防止に資することとする。

1 いじめに対する基本認識

（発達支持的生徒指導）

すべての子ども、教師や大人が「いじめはどの学校や学級でも、どの地域でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

(1) いじめは人権の侵害や犯罪にもつながる行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる

（児童が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような働きかけをする）

(2) いじめられている子どもの立場に立ち、守り通すという認識の基に対応にあたる。

(3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 「未然防止」に向けて

(課題未然防止教育)

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童や学級の様子を知るためには教職員の気づきが大切、子どもたちの日頃の些細な言動に耳を傾けたり意識調査などから、常に実態を把握し対応にあたるという意識を高める。
- (2) 学級経営や学校行事、その他の学校生活のあらゆる場面において互いに認め合う仲間づくりを大切に、自己存在感や充実感を与える教育活動を推進する。
- (3) 人権教育の充実に努め、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- (4) 道徳教育及び特別活動の充実に努め、「いじめをしない、許さない」という雰囲気をつくるとともに、人間性豊かな心や道徳的判断力を培う。
- (5) 日頃の教育活動の中において、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払うようにする。
- (6) いじめに関する教職員研修の充実に努めるとともに、いじめ相談体制の整備や相談窓口の周知徹底を図る。
- (7) いじめの取り組みについて、保護者に対し学校だよりや学級通信、HPなどをとおして児童の実態や指導方針などの情報を提供するなど、積極的な広報活動に努める。
- (8) 学校の課題解消に向けてスクールカウンセラーや専門機関を活用したり、地域や関係機関と情報交換を行うなど情報連携に努める。

3 「早期発見」に向けて

～小さな変化に対する敏感な気づき～

(課題早期発見対応)

いじめは、目の届きにくいところで発生しているという認識を基に、学校・家庭地域が積極的に実態把握に努める。

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けるようにする。
- (2) いじめの早期発見のために、日頃から子どもたちとの信頼関係の構築に努めるとともに、子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個人面談等)
- (3) いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し子どもの行動を注視する。(行動チェックリストの活用等)
- (4) 子どもたちの小さな変化を見逃さず察知するため、保護者とも連携し情報を共有する。(連絡ノート、電話・地域家庭調査週間、保護者来校の機会等)
- (5) 地域においても、児童個々や集団の様子の変化などについて早期に察知できるよう、地域との日常的な連携に努める。(地域や関係機関との情報の共有、地域行事への参加等)

4 「早期対応」に向けて～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(課題早期発見対応)

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめ問題が生じたときは、問題を軽視することなく早期に詳細な事実確認を行い、適切な対応を行う。
- (2) いじめの対応にあたっては、いじめられている子どもや保護者の立場に立ち解決に向けるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。
- (3) いじめた子には、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導や行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (4) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校全体で対応を協議し的確な役割分担をするなど組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- (5) いじめ問題が生じたときは、保護者との連携を密にし学校側の取組について事実に基づ

- き情報を伝える。また、いじめが解消した後も継続的な連携を図るようにする。
- (6) いじめ問題が生じたときは、必要に応じて学校の関係者による組織や関係機関が設置するサポートチーム、スクールカウンセラー等の活用を図る。

Ⅱ 組織体制

1 学校内の組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて随時委員会を開催する。委員は次の職員で構成する。

- ①校長 ②教頭 ③教務主任 ④生徒指導主任 ⑤教育相談担当 ⑥養護教諭
⑦当該学級担任 ⑧その他関係者

(2) 生徒指導連絡協議会

毎月1回、全職員で気になる児童や指導を要する児童、または学級の実態などについての情報交換及び対策についての話し合いを行う。

(3) 組織の役割

- ① いじめに関する情報の収集及び共有を図ること。
- ② いじめの事実確認と対策案を練ること。
- ③ いじめられている児童の保護対策といじめを行った児童への指導及び保護者への対応。
- ④ 学級への指導体制の強化及び支援。
- ⑤ 外部組織への協力要請、または教育委員会や警察など関係機関への通報。
- ⑥ いじめ防止及び早期発見、またはいじめ問題が生じた場合の事実確認のためのアンケート調査の実施と結果分析等。

2 家庭や地域、関係機関と連携した組織

(1) 緊急いじめ対策連絡協議会

いじめをはじめ、緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、状況によっては校長の指示に基づき「緊急いじめ対策連絡協議会」を開催し迅速な対応を行う。「緊急いじめ対策連絡協議会」の委員は次のとおりとする。

- ①校長 ②教頭 ③教務主任 ④生徒指導主任 ⑤PTA会長 ⑥警察署（伊差川交番）⑦評議員 ⑧主任児童委員 ⑨関係機関専門者 ⑩その他関係者

Ⅲ 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 重大事態の発生と調査・報告について

(困難課題対応的生徒指導)

(1) 重大事態発生の意味について

28条一の例示

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

28条二の例示

- 年間30日以上欠席を目安とする。児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(2) 重大事態の報告について

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会や関係機関へ重大事態の発生について報告する。

(3) 重大事態の調査について

学校から重大事態が報告された場合、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断をする。

※ 28条で、「組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」

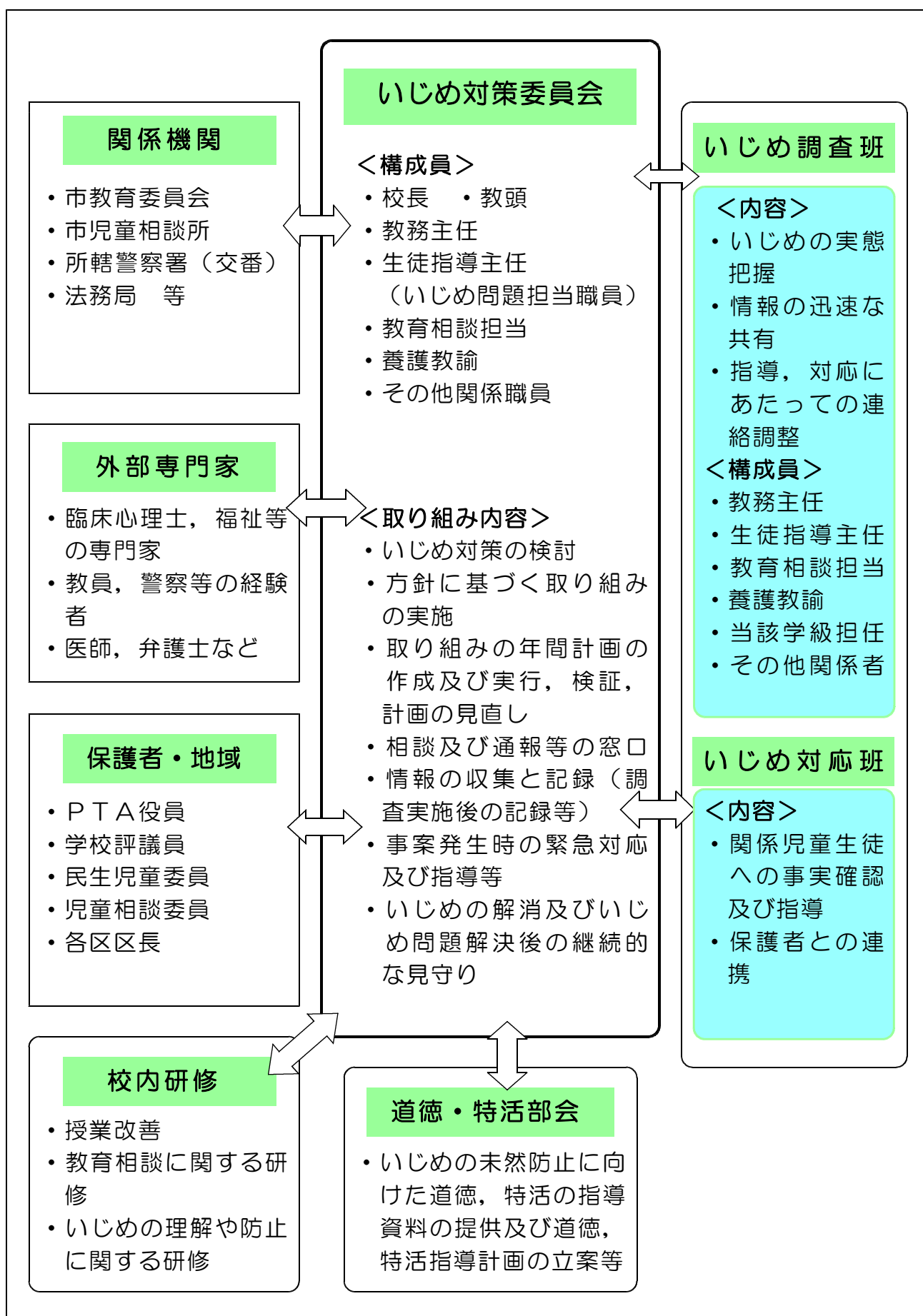
(4) 重大事態の調査組織

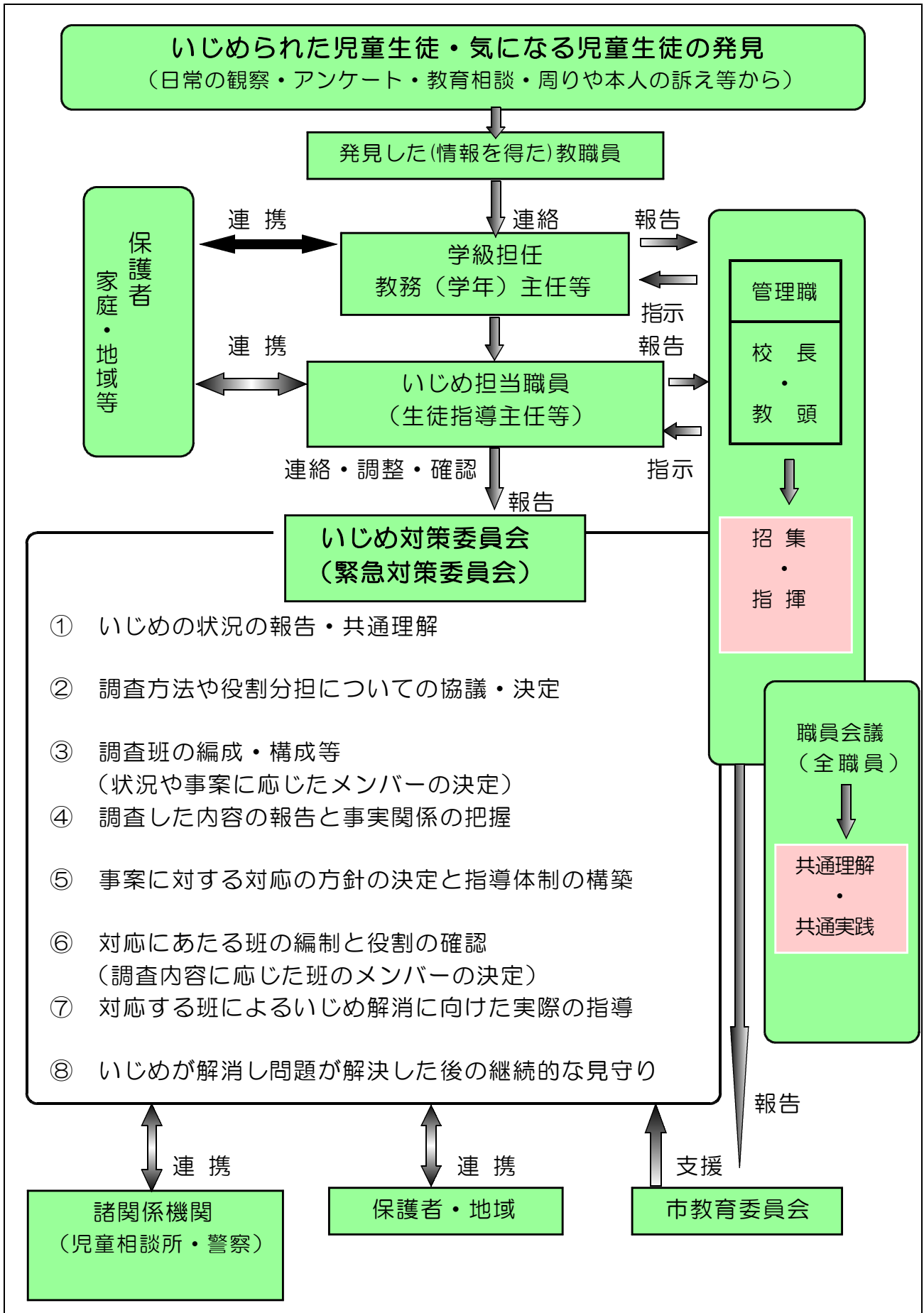
- ① 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ② 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験がある者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係のない者（第三者）とする。
- ③ 学校が調査の主体となる場合、調査等の迅速性が求められるため、「法」第22条に基づく「学校組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる

(5) 重大事態の調査の実施にあたって

- ① 調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。
 - ② 市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要がある。
 - いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行うことも考えられる。
 - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議してあたる必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。
- ※ 調査後は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を提供する責任がある。

(「法」第22条に基づく組織<必置の組織>)





IV 年間計画

	***** 指導等の内容 *****		
	教育活動・会議等	防止対策・早期発見	保護者・地域連携
4月	・いじめ防止基本方針の検討・確認	・学級開き(学級目標等) ・学級のルール作り	・いじめ防止についての説明, 啓発(保護者会)
5月	・児童に関する情報交換(生徒指導連絡協議会)アンケート実施	・人権の日の確認, 行事を通じた人間関係構築	・PTA総会, PTA運営委員会での説明等
6月	・児童に関する情報交換 ・道徳, 特活授業(人権)	・児童の把握(いじめ発見チェックリスト等)	・学校評議員会の開催(情報交換)
7月	・児童に関する情報交換 ・夏季休業の生活指導	・教育相談の実施 ・学校評価の実施	・三者面談の実施 ・学校評価の実施
8月	・生徒指導, 特別支援等に関する研修, 報告	・生活実態の把握(防犯パトロール等の実施)	・防犯パトロール実施 ・地域行事への参加
9月	・児童の実態把握(生指) ・道徳, 特活授業(人権)	・行事を通じた人間関係作り(運動会など)	・学校評価の公表 ・PTA役員情報交換
10月	・児童に関する情報交換(生徒指導連絡協議会)アンケート実施	・児童の把握(いじめ発見チェックリスト等)	・PTA運営委員会(児童の実態等の情報交換)
11月	・児童に関する情報交換 ・道徳, 特活授業(人権)	・チェックリストのまとめと今後の対策	・いじめ防止についての啓発(学校便り, HP)
12月	・児童に関する情報交換 ・冬季休業の生活指導	・教育相談の実施 ・学校評価の実施	・学級保護者会の実施 ・学校評価の実施
1月	・児童に関する情報交換(生徒指導連絡協議会)	・児童の自己評価等による実態把握, 対策	・学校評価による学校の実態等のまとめ, 報告
2月	・児童に関する情報交換 ・道徳, 特活授業(人権)アンケート実施	・児童の把握(いじめ発見チェックリスト等)	・学校評議員会の開催 ・PTA役員情報交換
3月	・いじめ防止基本方針の見直し, 次年度計画	・次年度に向けての防止対策の検討, 策定	・学校評価の公表 ・学級保護者会の実施

V 評価・公表・点検等

学校評価等において、いじめの有無やアンケート等の値のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が客観的に評価されるよう留意する。

- (1) 学校「いじめ防止基本方針」を策定し学校内外に公表し学校評価に資する。
- (2) いじめの実態に関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を図るとともに取組や内容について評価を行う。
- (3) いじめ問題等に関する取り組みについて、保護者・児童・教職員による学校評価を行う。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき、毎年、学校「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

